

人事行政の運営等の状況について

串本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年串本町条例第18号）の規定に基づき、串本町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成22年4月2日～平成23年4月1日）

区 分	競争試験	選考	その他	合計
一般事務職	3人			3人
消防職	1人			1人
保育士	1人			1人
医師			3人	3人
看護師等		12人		12人
合計	5人	12人	3人	20人

(注)その他は医師の派遣によるものです。

(2) 職員の退職等の状況（平成22年度退職分）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	合計
退職者数	9人	6人	12人		27人

(3) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政	議会	3	4	1	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合等への派遣終了 機構改革による体制見直し 新病院建設体制減
	総務	38	38		
	税務	13	12	▲1	
	民生	42	41	▲1	
	衛生	21	18	▲3	
	農林水産	9	9		
	商工	6	5	▲1	
政	土木	12	13	1	
	小計	144	140	▲4	
特別行政	教育	36	35	▲1	<ul style="list-style-type: none"> 用務員の退職を非常勤職員で補充
	消防	58	58		
	小計	94	93	▲1	
公営企業等	病院	123	122	▲1	<ul style="list-style-type: none"> 2病院の事務統合 水道事業巡回業務委託化
	水道	14	13	▲1	
	下水道	1	1		
	その他	11	11		
	小計	149	147	▲2	
合計		387	380	▲7	

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員数を除いています。

(4) 定員適正化計画の目標及び進捗状況

① 定員適正化計画の数値目標

[平成22年度～平成26年度計画]

平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 388	人 370	人 18	% 4.6

② 定員適正化計画の進捗状況

(各年4月1日現在)

年度		平成22年 (計画始期)	平成23年 (1年目)	平成24年 (2年目)	平成25年 (3年目)	平成26年 (4年目)	平成27年 (5年目)
目標	職員数	388人	384人	375人	374人	372人	370人
	削減数		▲4人	▲9人	▲1人	▲2人	▲2人
	削減累計		▲4人	▲13人	▲14人	▲16人	▲18人
	進捗率		▲22.2%	▲72.2%	▲77.8%	▲88.9%	▲100.0%
実績	職員数	388人	381人				
	削減数		▲7人				
	削減累計		▲7人				
	進捗率		▲38.9%				

(注)職員数は一般職に属する職員のほか教育長が含まれています。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳 人口 (22年度末)	歳入額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
22年度	人 18,808	千円 10,529,651	千円 191,373	千円 2,036,982	% 19.3

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当		
22年度	人 238	千円 899,801	千円 126,912	千円 324,844	千円 1,351,557	千円 5,679

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8歳	312,300円	369,586円
技能労務員	48.8歳	250,500円	265,855円
教育職	45.6歳	325,900円	345,991円
消防職	44.4歳	320,700円	384,994円

(注) 1 「平均給料月額」とは平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末・勤勉手当及び退職手当を除きます。）の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円
技能労務職	高校卒	140,100円	148,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	239,475円	289,275円	327,000円
	高校卒	204,400円	247,825円	302,075円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5 級	参事、課長、主幹	23人	18.3%
4 級	副課長、専門員	32人	25.4%
3 級	主任、主査	39人	31.0%
2 級	主査	19人	15.1%
1 級	主事、技師	13人	10.3%

(注) 1 串本町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

串 本 町		国	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～10%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10～25%

② 退職手当(平成23年4月1日現在)

串 本 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた 定額(0円~25,000円)の60 月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた 定額(0円~79,200円)の60 月分	

③ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊作業手当	・感染症防疫作業等に従事した職員 ・行路病死、変死人等の収容護送等に従事した職員 ・火葬業務に従事した職員 ・救急救命士等 ・看護師、准看護師	・感染症患者等の移送等又は付着物等の取扱又は消毒業務 ・行路病死、変死人等の収容護送業務 ・火葬業務 ・救急救命業務 ・死体を取り扱う業務	日額 1,000円 1体 1,000円 1体 2,000円 1回 300円 一般患者 1回 250円 結核・伝染病患者 1回 500円
危険手当 (消防危険手当) (透視介助手当) (放射線取扱手当) (細菌検査等手当)	・消防職員 ・看護師、准看護師 ・放射線技師 ・臨床検査技師	・救急及び消火業務 ・直腸透視介助業務 ・放射線取扱業務 ・細菌検査業務	月額 3,500円 1回 150円 月額 3,000円 月額 3,000円
医学研究手当	医師	医学研究業務	院長 月額160,000円、 副院長 月額150,000円、 診療科医長 月額100,000円、 医員 月額70,000円
隔日勤務手当	消防職員	隔日勤務業務	月額 3,000円
航空隊手当	和歌山県派遣消防職員	防災ヘリコプター搭乗業務	月額 30,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回 2,600円
地域特別手当	・医師 ・医療職給料表の適用を受ける職員で、顕著な業績等を有する者として採用された職員	地域医療業務	・医師 月額 350,000円 ・医師以外 月額 100,000円
僻地診療手当	医師	診療所における診療業務	日額 30,000円
健診等手当	医師	保健事業(健康診断、予防接種)に関する業務	日額 30,000円
分娩等手当	産婦人科医師 助産師	分娩業務	医師 月額300,000円以内 助産師 月額45,000円以内
医師救急呼出待機手当	医師	救急業務呼出に係る待機	勤務日 2,000円/回 休日 5,000円/回
医師文書手当	医師	証明書、診断書等作成手当	1枚 500円
医療技術職員手当	・放射線技師 ・臨床検査技師	・放射線技師の業務 ・臨床検査技師の業務	放射線技師 月額90,000円以内 臨床検査技師 月額90,000円以内

④ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	42,490 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	173,607 円

⑤ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円)、満16歳から22歳までの子5,000円加算	同じ
住居手当	借家 最高27,000円	同じ
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給。 ・交通機関等利用者 運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を支給	同じ
管理職手当	給与月額に次に掲げる率を乗じて得た額 参事・課長相当職 100分の6、主幹 100分の4、副課長相当職 100分の2、病院の院長100分の30、同副院長100分の25、同診療科医長100分の15、同医員100分の10	
単身赴任手当	和歌山県防災ヘリコプターに搭乗し、救急救助、消火活動、防災活動等に従事させるため、和歌山県に派遣されることにより、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に月額23,000円を支給	同じ
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ
夜間勤務手当	午後10時から午前5時までの間の正規の勤務 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日に勤務をした場合 勤務1回につき8,000円(6時間を超える場合100分の150)	異なる
宿日直手当	1回につき 4,200円(ただし12月29日～1月3日は1.5を乗じた額(6,300円)を支給) 医師 1回20,000円	異なる

(8) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	
町長	531,200 円
副町長	448,000 円
報酬	
議長	270,000 円
副議長	215,000 円
議員	200,000 円
期末手当	
町長	(22年度支給割合) 2.60 月分 加算 給料月額の35%
副町長	(22年度支給割合) 2.60 月分 加算 報酬月額の10%
退職手当	
町長	(算定方式) (支給時期) 531,200円 × 在職月数 × $\frac{43.3}{100}$ 任期毎
副町長	448,000円 × 在職月数 × $\frac{25.8}{100}$ 任期毎

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (一般職の標準的な状況)

1日の正規の勤務時間	開始時間	開始時間	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時(1時間)

(2) 年次休暇の取得状況 (町長部局の一般行政職)

平均取得日数	付与日数に対する取得(率)
10.0日	25.7%

(3) 休暇の種類等

(平成23年4月1日現在)

種類	付与日数等	
年次休暇	1年度につき20日 (20日を限度に翌年度に繰越可能)	
病気休暇	3月を超えない範囲で療養に必要と認める期間	
特別休暇	公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間
	裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認める期間
	骨髄提供者となる場合	必要と認める期間
	ボランティア活動に参加する場合	5日以内
	結婚する場合	連続する5日以内(週休日等を含む。)
	産前の場合	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
	産後の場合	産後8週間まで
	保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内(やむを得ない場合は連続取得可)
	妻が出産する場合	2日以内
	育児参加をする場合	5日以内
	子の看護をする場合	5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護をする場合	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	親族が死亡した場合	配偶者、父母 7日、子5日、祖父母3日等
	父母を追悼する場合	1日以内
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	連続する3日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	連続する7日以内(週休日等を含む。)
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	
介護休暇	連続する6カ月の期間内で必要と認める期間	
生理休暇	必要と認める期間(1回の生理周期につき2日までは有給)	

(4) 育児休業の取得状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区分	男	女	計
新たに育児休業を取得した者	0人	3人	3人
前年度から引き続いている者	0人	7人	7人
合計	0人	10人	10人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降級	合計
勤務実績が良くない場合						0人
心身の故障の場合				8人		8人
特に必要な適格性を欠く場合						0人
職制・定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0人
刑事事件に関し起訴された場合						0人
条例で定める事由による						0人
合計		0人	0人	8人	0人	8人

(注)心身の故障の場合は、期間中に同一人に対し分限処分が複数回行われた場合も1人とし、その他の処分手由については、延べ人数としている。

(2) 懲戒処分の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
一般服務関係(欠勤・勤務態度不良等)		1人				1人
公金公物取扱関係(横領、収賄・供応、給与等の不適正受給等)						0人
公務外非行関係						0人
監督責任関係						0人
合計		1人	0人	0人	0人	1人

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

主 な 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画及びその実施に参加する場合	25件
地震、火災、水害その他重大な災害に際し、任命権者が職員をその本職以外の業務に従事させる場合	0件
職員が勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合又は不利益処分の審査を請求し、及びその審理に出頭する場合	0件
職員が当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0件
職員が法共済制度による団体の役職員として、当該団体の業務に従事し、又は参加する場合	0件
職員の教養を目的とする研修会、講習会、講演会その他これらに類するものであって、任命権者又はその委任を受けた機関若しくは国、他の地方公共団体、学校その他の団体の行うものに参加する場合	0件
職員が国又は他の地方公共団体若しくはその他の団体の役職員として職につき、その業務に従事する場合	0件
職員が町、国、他の地方公共団体又はその他の団体の審議会、委員会等の役職員として職につき、その職務に従事する場合	0件
職員が国又は他の地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受け、講演、講義等を行う場合	0件
町及び他の地方公共団体又はその他の団体の行う研修会、講演会、講習会又は研究会等において講師となる場合	0件
合計	25件

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

許 可 内 容	許 可 人 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0人
報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事する場合	0人

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

① 研修会の開催

研 修 名	開 催 日 数	受 講 者 数
新規採用職員研修	2日	2人

② 和歌山県市町村職員研修協議会研修会参加

研 修 名	開 催 日 数	受 講 者 数
一 般 研 修	新規採用職員研修	3日 2人
	一般職員基礎研修	3日 3人
	一般職員一次研修	3日 8人
	一般職員二次研修	3日 10人
	監督者一次研修	2日 5人
	監督者二次研修	2日 10人
	管理者研修	2日 4人
専 門 研 修	人事評価研修	2日 10人
	ビジネス文書基礎研修	1日 2人
	工事検査実務研修	1日 4人
	パソコン(エクセル)研修	2日 1人
	パソコン(パワーポイント)研修	2日 2人
	法制執務研修	2日 2人
	監査事務研修	2日 3人
特 別 研 修	特別職研修	1日 0人
合 計		66人

(2) 勤務成績の評定の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

現在、勤務成績の評定を基本に、人材育成、組織の士気高揚を目指した人事評価制度の構築に向けて試行を行っており、評定結果を昇給や成績率に反映させていません。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

種 類	受 診 者 数
定期健康診断	251 人
人間ドック	23 人
生活習慣病予防検診	153 人

(2) 公務災害、通勤災害の発生状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区 分	申 請	認 定	不 認 定	継 続 審 議
公務災害	3 人	3 人		
通勤災害				

8. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

継 続 件 数	措 置 要 求 件 数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する措置の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

継 続 件 数	措 置 要 求 件 数
0 件	0 件